

**生活支援体制づくり協議体（地域包括支援センター新津  
担当圏域レベル）開催報告書**

<b>1 開催日時</b>	令和 7 年 9 月 30 日（火） 9 時 30 分 ～ 11 時 10 分
<b>2 開催場所</b>	可美公園 第1・2研修室
<b>3 参加者</b>	
委員 11 名（新津地区 6 名、可美地区 5 名）、関係機関 6 名、事務局 4 名	
<b>4 協議の内容</b>	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 協議事項</p> <p>① 第1回 可新生活支援体制づくり協議体会議 報告 CSWよりパワーポイント資料を用いて報告をおこなった。</p> <p>② 【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区を越えた居場所活動（桃カフェ・浜松いきいき体操in可美） 可美地区社協会長より参加者、利用者、ボランティアについて、活動の様子を紹介いただいた。</li> <li>・ゴミ出しについて他市の取り組み事例 CSWより、他市で行われている“ふれあい回収”について情報提供をおこなった。</li> </ul> <p>③ 【意見交換】 地区ごとに分かれ、グループで意見交換を行った。 〈可美地区〉</p> <p><b>【地図を活用しての居場所を確認】</b> 趣旨：これまで居場所についての協議を行ってきたが新たな居場所が出来ている可能性。既に居場所があり地域住民が参加していることも考えて居場所の確認を地図にて行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●東若林 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いこいの家(地区社協サロン)</li> <li>・東若林会館(ピンポンクラブ・同好会)</li> </ul> </li> <li>●若林 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広隣寺(サロン若林)</li> <li>・若林会館(同好会)</li> </ul> </li> <li>●若林北 <ul style="list-style-type: none"> <li>・若林北集会所(シニアクラブ)</li> </ul> </li> <li>●増楽 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい交流センター(ももカフェ・同好会)</li> <li>・可美協働センター(同好会)</li> <li>・増楽会館(いきいき体操)</li> <li>・可美公園(グラウンドゴルフ)</li> <li>・増楽北公園(グラウンドゴルフ→行っていない・ラジオ体操)</li> <li>・可美幼稚園(更生保護女性会) 子どもへのお茶出し</li> </ul> </li> <li>●高塚 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大島公園(ラジオ体操)</li> <li>・高塚北子ども運動場(ラジオ体操)</li> </ul> </li> </ul>

- ・高塚北集会所(サロン・シニアクラブ)
- ・たんぼぼ(こども食堂)

●その他

- ・高塚南や若林に居場所が少ないかもしれない。  
高塚南の方はたかつかサロンに参加をしている、若林は昔に商工会が居場所を行っていた。

〈新津地区〉

【ゴミ出しに関する課題を分類】対象は分別ができて、困難な人

●時間

介護サービスでお願いしても集積時間に間に合わない  
人によって生活時間帯が違う（早朝出勤者や夜勤者）  
決められた時間に出せない。  
集積所ごとの時間調整ができると良い  
夜間回収・コンテナBOXを実施している自治体もある

●場所

道路をわたるのがつらい  
集積場所の安全性、利便性  
ゴミ出しも場所が遠い。歩行に問題あり  
ごみ集積所のスペースが市の要綱どおりにすると場所が限られ、住民目線になっていない。  
青地農地⇒集積所として認められない（特例なし）  
公園は集積所になっていない⇒地域の特性を見て柔軟な対応があると良い。  
ゴミの集積要綱に制約がある。  
公用地のようなもの→根拠となる実態  
国の法律に絞ると市街化調整区域が新津地区は多く高齢者に  
厳しい地区である。

●分別

覚えようとしなない。忘れてしまう。分別が苦手。  
違う支援が必要？←別の枠組み

●人

要支援にならない人→しない人←人々の交流、ご近所につながり、日々の交流  
文化の違い。日本語が不便である。 ↑  
災害的なものがあとおしに（きっかけ）になるかも

●ルール

他町 集積所への違法ごみ…住民以外の投げ捨て  
地元以外の人によるゴミ出しルールの遵守違反  
不法なゴミ出しについて取り締まりがない

●介護サービス

分別ごとに介護サービスを利用するには費用がかかる。←他のサービスが使えない。

●集積所

集積場所の位置、大きさの違いによる問題  
世帯数により設置目安があり、1ヶ所30～40世帯で設置されて

	<p>いるところが多い</p> <p>多くは鍵付きの集積所ではなくネットを使用 小屋型、鍵付きなら前日からOKなどの取り組み 南部清掃センター・西部清掃工場に直接持ち込む方法</p> <p>●その他</p> <p>将来的にはBOXタイプのような市の施策で取り組んで欲しい 全市では難しいので、モデル地区などで試して欲しい 高齢者及び身体障害者のゴミ出しが出来ない方の個別収集が出来る制度やそれに準じたもの 不動産会社と自治会等の情報共有 ソーシャルセンターなど 自治会との連携が必要 行政機関は困りごとを集約し、協議する場</p> <p>4. 次回の協議体会議について 日時：令和8年1月23日 9時30分から11時00分まで 場所：可美公園 第1、2研修室</p> <p>5. 連絡事項</p> <p>6. 閉会</p> <p>可新生活体制づくり協議体 副会長</p>
<p><b>5 今後の見通し・必要な対応</b></p>	<p>今回の協議体では可美地区の居場所活動に地域を越えて参加している人やボランティアがいることを共有することができた。</p> <p>可美地区：居場所を改めて確認することが出来た。居場所をテーマに行っていたがカフェ活動も継続して行うこと等、話を進めることが出来たので次回は居場所ではなく、可美地区の困りごと・今後の協議内容を検討する。</p> <p>新津地区：これまで出た課題について大まかな分類に整理したことで、こうなったら良いなと言うこと意見を聞くことができた。地域独自で今後取り組みそうなことなど共に検討をしていく。</p>